二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡富士町大字古湯字三崎原二五七八・二六〇七・二六一一・二六一五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県佐賀市東白川村越原字都加太地一五六四の一五から一五六四の一七まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市上矢作町字磯沢一九六の一〇二から一九六の一〇六まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第九百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡東白川村越原字都加太地一五六四の一五から一五六四の一七まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市坂下字中之垣外一〇三の五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年七月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和四十八年四月二十八日農林省告示第九百六号（一に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁並びに諫早市役所及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年七月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県西海市西海町中浦南郷字下モ小川一一一五の一五、一一一五の一六、一一一五の三〇、一一一五の三一、字手水川一二四八、一二四九、一二五〇の八、一二五〇の九、一二五〇の一四、一二五〇の一五、字長無田一三六〇の一から一三六〇の三まで、一三六一の九、一三六一の一二、一三六一の一四、西海町七釜郷字古河内三五九〇の一四、三五九〇の一七、三五九〇の一八、三五九〇の二三、三五九〇の三三、字北大平三六二七の一九
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百二号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十一年七月十八日から同年八月十日までの毎日午前六時から午後七時十分までの間に限る。）。

平成二十一年七月六日

国土交通大臣　金子　一義

佐賀県唐津市西浜町二タ子三丁目地先に所在する船着場北端から西ノ浜北防波堤北西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤南東端から唐津港内の観測塔まで引いた線、同地点から三十七度千六百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度三千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度二千百二十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百二十五度千二百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度二千百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百五十二度千三十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第七百三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の八第一項の規定に基づき、エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を次のように定める。

平成二十一年七月六日

国土交通大臣　金子　一義

エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の八第一項に規定するエレベーターの駆動装置及び制御器（以下「駆動装置等」という。）が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法は、次に定めるものとする。

一　駆動装置等は、機械室の部分（機械室以外の部分に設置することが構造上やむを得ないものにあっては昇降路等の部分。以下同じ。）又は駆動装置等を支持する台（以下「支持台」という。）にボルトで緊結すること。ただし、防振ゴムを用いる場合にあっては、ボルト又はボルト及び形鋼、鋼板その他これらに類するもの（以下「形鋼等」という。）で固定すること。
二　支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されたものであること。ただし、防振ゴムを用いる場合にあっては、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定されたものであること。
三　駆動装置等及び支持台を設置する機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上の支障となる変形又はひび割れその他の損傷が生じないものであること。
四　支持台及び形鋼等は、次のイ又はロのいずれかに適合する材料を用いたものであること。
イ　日本工業規格G三一〇一に規定するSS三〇〇、SS四〇〇、SS四九〇若しくはSS五四〇に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するものであること。
ロ　日本工業規格G五五〇一に規定するFC二五〇、FC三〇〇若しくはFC三五〇に適合する鋳鉄又はこれと同等以上の強度を有するものであること。